

高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金 第2期

申請手続きに係る Q&A

I 対象者について

Q1：この給付補助金の給付対象者は？

A：次の要件すべてに該当する中小事業者及び個人事業主が対象となります。

(高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付要綱(以下「要綱」)第3条関係)

【要件】

- 1 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で令和4年8月1日以前に開業し、給付補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。
- 2 令和5年1月から同年6月のうち任意の1月の給付補助金の交付の対象となる補助対象経費(市内の事業所において事業用として使用した経費のみ)の合計額が5万円以上(消費税及び地方消費税相当額は含まない。)であること。
補助対象経費=重油、ガソリン、軽油、灯油、電気、都市ガス、プロパンガス、その他事業で使用した燃油等であって市長が認めるもの。
- 3 上記の条件に関わらず、次の事業者に該当しないこと。
 1. 次のいずれかに該当する中小事業者(みなし大企業)
 - (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小事業者以外の者であって、事業を営むものをいう。以下同じ。)が所有している中小事業者
 - (2)発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者
 - (3)大企業の役員又は職員である者が中小事業者の役員総数の2分の1以上を占めている中小事業者
 2. 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小事業者
 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小事業者(同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)
 4. 営業に関して必要な許認可等未取得していない中小事業者
 5. 医療機関及び社会福祉施設等で兵庫県が行う一時支援金(令和5年6月補正予算にて可決した光熱費高騰対策をいう。)の支給対象に該当する中小事業者
 6. 市が給付補助金を交付することによって、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある中小事業者

Q2：この給付補助金の額はいくらか？

A：・補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の中小事業者・・・5万円
 ・ // 10万円以上20万円未満の中小事業者・・・10万円
 ・ // 20万円以上の中小事業者・・・20万円

注：補助対象経費(光熱費・燃料費等)の合計額が5万円に満たないときは、補助金の交付の対象とはなりません。

Q3：この給付補助金の対象外である医療機関や社会福祉施設等とは。

A：次の施設を指します。

医療機関…病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所
 社会福祉施設等

- ①高齢者施設…特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所
- ②障害者施設…障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所

- ③保育施設等…私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ
- ④その他の施設…児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設

Q4：複数の事業所がある場合、給付補助金はどうなるか？

A：1 補助対象者（1 中小事業者(事業主)）につき、1 回限りとしているため、要件が該当する複数の事業所（店舗等）がある場合でも、申請は1 回のみとします。
 ただし、代表者が同じでも別法人で事業を営んでおり、別法人の所在地が同一の建物内でない場合、法人ごとに1 回とします。

Q5：事業所は市内だが、事業主の住所が市外の場合は対象となるか？

A：Q1 回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q6：事業主の住所は市内だが、主たる事業所（店舗等）が市外の場合は対象となるか？

A：市内に主たる事務所、事業所を置く法人（又は個人事業主）を対象としているため、対象とはなりません。主たる事務所、事業所が在る都道府県や市町の支援施策をご活用してください。
 ※主たる事務所又は事業所とは、本社、本店をいいます。

Q7：本社や本店が市外にある法人で、営業所、店舗等が高砂市内にある場合、対象となるか？

A：要綱第3条の規定「市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で、令和4年8月1日以前に創業し、給付補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。」としており、主たる事務所又は事業所（=本社、本店である店舗等）が高砂市内にない法人（又は個人事業主）は、対象とはなりません。

Q8：中小事業者とは？また業種の指定はあるか？

A：下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。

【中小企業基本法第2条第1項及び第5項 別表】

業 種	中小企業者 (下記のどちらかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ホテル・旅館は、中小企業信用保険法施行令第1条第2項「旅館業」の定めにより、資本金の額又は出資の総額5千万以下、常時使用する従業員数は200人以下。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）は対象外とします。

※みなし大企業は対象外とします。

（みなし大企業の定義）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q9：同等と市長が認める者（要綱第2条関係）とは？

A：公共法人※を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO法人等の各種公益法人をいいます。
 ※公共法人とは、法人税法第2条別表第1をご参照ください。なお、[高砂市ホームページ](#)からもご覧になれます。注：政治団体や宗教法人は対象外とします。

Q10：中小事業者（Q8回答）は分かったが、中小法人と同じなのか？

A：Q8で示したように、この支援給付事業では、「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同法第2条第5項に規定する小規模企業者又はこれと同等とみとめられる者※」と定義しています。※はQ9を参照
法人税法第57条第11項に規定される「中小法人等」、租税特別措置法第42条の4に規定される「中小企業者」ではありません。

Q11：Q8表にある「常時使用する従業員」の定義は？アルバイトやパートなどは含むか？

A：今回の給付補助金では、常時雇用する従業員とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく常時雇用されている従業員であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者を含みます。

Q12：個人事業主にはフリーター（アルバイト）も含まれるか？

A：含まれません。個人で事業を営んでいることを対象要件としていています。
なお、市内に事務所等を置き、開業届を提出しているフリーランスは含みます。

Q13：農家も補助対象者となるか？

A：開業届を提出した個人事業主の場合、要件に合致していれば対象とします。
農業法人も対象とします。

Q14：公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人等）は対象となるか？

A：Q9回答を参照
寄附金、補助金、金利等の株式会社等という営業外収益に相当する金額を除き、公益法人等の事業活動によって得られた収入（自治体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象として、要件に合致すれば対象となります。

II 補助対象経費について

Q15：対象経費となる光熱費、燃料費は何か？

A：市内の事業所で使用した次のものを指します。ただし、他社への販売を目的として購入したものは除きます。

光熱費・・・電気、都市ガス、プロパンガス 燃料費・・・ガソリン、灯油、重油、軽油、その他事業で使用した燃油等

Q16：対象経費に消費税は含むのか？

A：消費税及び地方消費税相当額を除きます。

Q17：市内のほかに、市外にも事業所（店舗）があるが、市外の事業所（店舗）で使用した光熱費及び燃料費は対象経費になるか？

A：本補助金は高砂市内で行う事業への支援のため、市外の事業所（店舗）の光熱費、燃料費は対象外です。

したがって、計算の際は、市外の事業所（店舗）分は除いてください（市内にある本社及び事業所に係る光熱費及び燃料費のみを対象としてください・支払い明細等の確認が複雑な場合などは、市産業振興課にお問い合わせください。）。

Q18：市内に複数の事業所（店舗）がある場合、一部の事業所（店舗）で使用した光熱費及び燃料費のみを対象経費として算定してよいか。

A：一部の事業所のみでも、市内にある本社及び事業所（店舗）に係るすべての光熱費及び燃料費でも可能ですが、申請は1回限りであるためご注意ください。

Q19：光熱費及び燃料費の計上月の基準はどうするか？

A：光熱費については請求書、領収書に記載されている使用月分を基準とし、燃料費は購入月、仕入れた月を基準としてください。

Q20：光熱費について、使用月が請求書、領収書に記載されていない場合、計上月の基準はどうするか？

A：使用月分の記載がない場合は、使用日数が多い月を基準月とします。
(例：令和5年3月10日～令和5年4月9日→使用月は3月分)

Q21：燃料の購入（納品）が令和4年12月であるが、支払いは令和5年1月の場合、補助の対象となるのか？

A：対象外です。燃料費は、購入、仕入れた月を基準とします。

Q22：燃料費が月をまたいで請求されている場合、何月分として計上すればいいのか？

A：光熱費とは異なり、燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。

例えば、令和5年6月20日～令和5年7月19日購入分が令和5年7月分として請求されている場合、令和5年7月1日～7月19日分は計算対象から外し、6月20日～6月30日分を計算対象としてください。

Q23：燃料の配達料などは対象となるのか？

A：対象外です。補助の対象は、補助対象月に購入した燃料の購入金額及び使用した電気料金、ガス代のみです。

Q24：燃料費をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上するか？

A：燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に燃料を購入（プリペイドカードを使用）された月で計算してください。

Q25：令和5年7月に市外にあった事業所を閉鎖して市内へ移転した。この場合、申請可能か？

A：市内へ事業所を移転した場合であっても、令和4年8月1日以前に創業していれば、市外の事業所で使用された光熱費及び燃料費により算定の上、申請可能です。

Q26：光熱費又は燃料費のどちらか一方だけで対象月に20万円以上の使用がある場合はどちらか一方の使用明細（領収書等）のみの提出でよいか。

A：可能です。

Ⅲ 添付書類

Q27：申請手続きに記載する内容や添付する書類は？

A：高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び「添付書類」（裏面）を参照ください。

Q28：確定申告書及び決算書はどの書類を提出したらいいのか？

A：法人の場合は、直近の確定申告書別表一、法人事業概況説明書1、2ページを提出してください。

個人の場合は、令和4年分の確定申告書B第一表と所得税青色申告決算書1、2ページ又は収支内訳書（白色申告の方）を提出してください。

青色申告決算書または収支内訳書の経費には、光熱費もしくは燃料費またはその両方を計上しているものに限りません。

また、確定申告書の写しは、税務署の收受印やe-Taxの申請日時、受信通知が確認できることが必要です。

Q29：領収書、レシートは原本が必要か？

A：コピーでも可能です。ただし、日付、経費の内容、購入品目、数量などの内訳が記載されているもの

に限ります。領収書だけで内容がわからない経費は、請求書、納品書等を必ず添付してください。
また、インターネットで購入した場合の領収書は、WEBからプリントアウトしたもので構いません。

Q30：領収書の宛名は申請者でなくても構わないのか？

A：領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。(会社名又は代表者名である必要があります。)

Q31：領収書、レシートが見当たらない場合は？

A：領収書、レシートがない場合、支払の確認が取れないため申請を受け付けることができません。
購入先に再発行を依頼するなどしてください。

Q32：銀行振込やネットバンキングによる支払いの場合は何を添付すればよいか？

A：領収書を添付してください。領収書がない場合、請求書と振り込み控え（プリントアウトしたもので可）又は通帳の振込金額が引き落とされたことが確認できるページ（電子通帳引き落とし明細可）と名義が確認できるページのコピーが必要となります。

ただし、金額の内訳がわからない場合は、納品書のコピーも添付してください。

Q33：クレジットカード払いの場合の必要書類は？

A：領収書又はレシートのほかに、カード会社の利用代金明細書、クレジットカード決済口座の金融機関の通帳と金額が引き落とされたことが確認できるページ（電子通帳引き落とし明細可）の写しが必要になります。ただし、金額の内訳がわからない場合は、請求書、納品書の写しも添付してください。

法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となり、
個人の場合は、代表者名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。

Q34：法人成りした場合、添付するものはなにか？

A：次の1及び2の書類を追加資料として提出いただくことで、法人として申請可能です。

1 履歴事項全部証明書

※補助金の申請時から3か月以内に発行されたものに限る。

2 以下の書類のいずれか

(1)法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、収受日付印等が押印されていること。）

(2)個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、収受日付印等が押印されていること。）

Q35：昨年、個人事業主が確定申告後に死亡し、親族が事業を継承した。確定申告書の申告者と、この給付補助金の申請者の名義が異なるが、なにを添付したらよいか？

A：事業を継承する際に提出した前個人事業主の廃業届の写しと、事業を継承した新個人事業主の開業届の写しを提出し、同一事業であることが確認できれば可能です。

写しがない場合は、産業振興課までご相談ください。

IV 申請方法・支給方法

Q36：申請期間は？

令和5年8月1日（火）から9月30日（土）まで（当日消印有効）です。

ただし、先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了します。また、申請者多数の場合、抽選を行うことがあります。

Q37：申請手順はどうすればよいか？

申請書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、または下記担当窓口で配布しています。必要事項を記入の上、添付書類と一緒に郵送してください。

担当窓口／高砂市生活環境部環境経済室産業振興課（補助金申請受付窓口係）

所在地／〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
電話番号／079-443-9030（直通）
高砂市役所本庁舎3階 ⑥番窓口

Q38：申請手続きをしたいが担当窓口での受付や事業主本人以外の申請は可能か？

A：申請手続きは、原則、郵送でお願いします。

やむを得ないと認められる場合は、**予約制**とし担当課窓口（産業振興課☎079-443-9030）での申請手続きを可能とします。ただし、事業主本人以外の代理人による窓口手続きは委任状（任意様式）を提出してください。（郵送の場合不要）

Q39：給付補助金は、いつ振り込まれるのか？

A：申請書類に不備等がなければ、補助金交付の決定後2週間から3週間程度での振込を予定しています。なお、補助金交付の決定までは2週間程度かかる見込みです。

Q40：振込口座はゆうちょ銀行でも可能か？

A：ゆうちょ銀行でも可能です。

V その他

Q41：受給したこの給付補助金は課税の対象となるのか。

A：本給付補助金は、税務上、益金に算入され、個人事業主の場合は総収入金額に算入され、課税対象となりますが、損金や必要経費（個人事業主の場合）が多ければ、課税所得とはならず、結果として、課税対象とはならないと考えられます。

※詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

Q42：給付補助金を受給後に倒産し、事業を持続できない場合、返還の義務が生じるのか？

A：倒産によるこの補助金の返還は求めません。

市は、中小事業者の事業の継続を支援することとしていますが、事業の経営状況等の改善が芳しくない等、申請時点における中小事業者の意思とは異なる結果も想定し、給付補助金交付後の倒産や休業・廃業があった場合も返還は求めません。

ただし、偽り等の申請により給付補助金を不正に受給した場合は、全額を返還していただきます。